

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 ■■■■■ 外117名

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 ■■■■■ 外92名

被告 国

口頭弁論要旨(準備書面(24)について)

(甲B74 前田哲夫氏の陳述書について)

令和元年 5月20日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 有馬 理

1. 甲B74号証の陳述書は、長年、在日米軍・自衛隊、日米安保条約・日米地位協定等を取材してきたジャーナリストであり、軍縮・安全保障論の教授を務めたことのある前田哲夫氏が見解を述べるため作成したものです。

なお、「平和安全法制」のことを前田氏は「戦争法」ないし「戦争法制」と呼んでいるので、ここでは、そのように呼びます。

2. 前田氏は、前提として、安倍政権下の2013年から2018年までの安保・防衛政策の変遷を分析します。現在では、専守防衛と正反対の防衛構想となり、「改憲が先取り」されていると指摘し、「戦争法」施行から3年後の安倍政権は、歴代政権がかかげてきた「必要最小限度の実力」という量的制限と、「専守防衛」という地理的・機能的制約からの離脱を目指していると警鐘を鳴らしています。

次に、「戦争法」11法と、分散規定されている「存立機事態」等5つの類型の事態

があることを示し、大半の法律において行為主体となる自衛隊の新任務、すなわち従来なしえないとされていた部隊行動、武器使用権限について検討すれば、「戦争法」の違憲性が明らかになるという理由で、「改正自衛隊法」、「国際平和支援法」に論点を絞って論じていきます。

3. 前提部分を終えて、前田氏は、具体的な検討に入ります。

第1に、「戦争法」のなかの「改正自衛隊法」等により、自衛隊の「任務・行動・武器使用権限」が根本的に変更された結果、「専守防衛」政策が実質放棄されたことを条文に即して詳しく検討します。

結論として前田氏はこのように述べます。「『集団的自衛権』にかかる任務が自衛隊の行動、権限全般にいきわたり、従前と似て非なる戦闘組織に変身した実態を判然と浮かび上がらせる。ここにおいても「戦争法制」の違憲性はあきらかであり、「必要最小限度の実力」や「専守防衛」もまた、死語にひとしくなると断定せざるを得ない。重ね重ね強調されなければならないのは、かかる自衛隊法全般にわたる改正条文が、ほとんど審議されることなく強行採決されたという事実である。」

加えて、「戦争法」施行後の防衛予算からみても、専守防衛ばなれが明らかであると論じます。

4. 第2に、前田氏は、「戦争法」施行後の3年後の現況を、「防衛白書」、「防衛計画の大綱」と「戦争法」とのつながりにおいて検討します。

まず、「2018年版防衛白書」においては、「他国に対する武力攻撃」を合憲とし、他方で「受動的な防衛戦略に徹する」政策を並列する明白な矛盾があることを指摘します。

次に、安倍内閣においては、2013年と2018年の異例ともいえる1内閣で2個の「防衛計画の大綱」が策定されることを紹介し、新たな大綱の策定は、「(2013年の)大綱にはなく、「戦争法」で付加した日米共同の新行動、たとえば「米艦防護」、「駆け付け警護」などを公認のものとするのが改定の目的であろう。」と論じています。

そして、海上自衛隊の現状について、2017年に米軍に対して実施した「武器等防

護」が2回、「洋上作戦補給」が17回あったこと、平成30年度インド太平洋方面派遣訓練が複数行われていることなどに触れ、「際限のない洋上軍事活動がすすんでいる」と警鐘を鳴らしています。

5. 第3に、前田氏は、「戦争法」と「日米ガイドライン」の結合により、自衛隊・米軍間の「軍・軍連携」が、東シナ海、南シナ海にまで拡大され、実質的に米軍指揮下の各種行動である、米艦防護・共同演習・共同巡行訓練が実施されている現況を提示します。

まず、2015年ガイドラインにおける最大の特徴は、「日本の憲法上の制約」という文言が抹殺されたことだと指摘します。そして、15年ガイドラインが、それまでのものと構成、内容が大きく変化し、自衛隊と米軍の「軍・軍連携」を前面に打ち出しつつ、実質的な「攻守同盟のためのウォーマニュアル」となっており、そのために「戦争法制」が必要になったと分析しています。

6. 最後に、前田氏は、これまでの3つの検討を前提に、「戦争法制」および「日米ガイドライン」下の日米軍事一体化は、必然の帰結として「専守防衛」からの離脱をもたらし、憲法に違反するのみならず政府が従来国民に説明してきた防衛政策からも逸脱することを主張します。

まず、従来の自衛権発動の3要件と、新3要件の内容を検討し、集団的自衛権行使を容認する政府解釈を「曲解」とすると痛烈に批判します。

そして、「専守防衛」逸脱の具体的事例として、2018年3月、長崎県佐世保市・相浦駐屯地に開設した「水陸機動団」を挙げます。

結論として、「戦争法」の特徴や、同法施行後の自衛隊の動向から判断して、同法の違憲性は明白であると指摘します。最後に、仮に個別的衛権が認められるとしても、「安倍政権がなした行為は、その意図において、さらにそれがもたらした結果において、ことごとく憲法前文および第9条に反している。」と断じて論述を終えています。

以上